

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	年末調整事務(非常勤職員等) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、年末調整に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和7年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	年末調整事務(非常勤職員等)	
②事務の概要	1年間に給与等の支払をした者に対し、必要に応じて年末調整を行い源泉徴収票を発行する。 報酬・料金・契約金及び賞金を支払った者には支払調書を発行する。	
③システムの名称	財務会計システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
源泉徴収ファイル、支払調書ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第3項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	松山市会計事務局	
②所属長の役職名	会計事務局長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6866)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	松山市会計事務局 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6239)	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

--

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	I 7 請求先	行政情報課	文書法制課	事後	課名の変更による修正
平成28年8月26日	II 1 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年1月1日時点	事後	時点修正
平成28年8月26日	II 2 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年1月1日時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	I 5 ②所属長	会計事務局長 山之内 可奈子	会計事務局長 大野 昌孝	事後	人事異動に伴う変更
平成29年9月6日	II 1 いつ時点の計数か	平成28年1月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	II 2 いつ時点の計数か	平成28年1月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	評価書名	年末調整事務(非職員)基礎項目評価書	年末調整事務(非常勤職員等)基礎項目評価書	事後	見直しに伴う修正
平成31年2月14日	I 1 ①事務の名称	年末調整事務(非職員)	年末調整事務(非常勤職員等)	事後	見直しに伴う修正
平成31年2月14日	II 1 いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	平成30年1月1日時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	II 2 いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	平成30年1月1日時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	II 1 いつ時点の計数か	平成30年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	II 2 いつ時点の計数か	平成30年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	II 1 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	II 2 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	I 1② 事務の概要	1年間に「報酬・料金」「賃金」の支払をした者に対し、必要に応じて年末調整を行い源泉徴収票を発行する。 報酬・料金・契約金及び賞金を支払った者には支払調書を発行する。	1年間に給与等の支払をした者に対し、必要に応じて年末調整を行い源泉徴収票を発行する。 報酬・料金・契約金及び賞金を支払った者には支払調書を発行する。	事後	軽微な文言修正
令和4年11月11日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	II 2 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	時点修正
令和7年2月27日	II 1 いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	時点修正
令和7年2月27日	II 2 いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	時点修正